

年 金 恩 給 の 種 類 と 転 給

(千人)

(千人)

本人に対する給付		受給者数	(転給関係)	遺族に対する給付		受給者数	
普通恩給	最短期限(文官等17年、旧軍人 兵・下士官12年、 准士官以上13年)以上在職して退職した者 ○最低保障額 例えば 長期在職者の場合(高齢者) …… 1,163,300円 } } 短期在職者の場合(実在6年未満) …… 583,700円	1	・ → (平病死)	普通扶助料	普通恩給受給者の遺族 ○最低保障額(寡婦加算 156,000円を含む額) 例えば 長期在職者の場合 …… 969,400円 } } 短期在職者(実在6年未満) …… 571,700円	80	
傷病恩給	増加恩給	公務傷病により、重度の障害を有する者(項症者) ○第1項症 …… 5,877,500円 } } 第7項症 …… 1,903,000円	・ → (公務死) ・ → (平病死)	公務扶助料	公務傷病により死亡した者の遺族(戦没者の遺族が その代表例) ○最低保障額(遺族加算 156,000円を含む額) …… 2,019,000円	3	
	傷病年金	公務傷病により、増加恩給の程度には達しないが、 一定程度以上の障害を有する者(款症者) ○第1款症 …… 1,731,500円 } } 第4款症 …… 986,900円		・ → (公務死) ・ → (平病死)	増加非公死扶助料	公務傷病以外の事由により死亡(平病死)した増加 恩給受給者の遺族 ○最低保障額(遺族加算 156,000円を含む額) …… 1,615,100円	4
	特例傷病恩給	昭16. 12. 8 以後、本邦等で職務に関連する傷病に より障害を有する旧軍人等 ○第1項症 …… 4,480,800円 } } 第5款症 …… 763,100円	0.02	・ → (公務死) ・ → (平病死)	特例扶助料	昭16. 12. 8 以後、本邦等で職務に関連する傷病に より死亡した旧軍人等の遺族 ○最低保障額(遺族加算 156,000円を含む額) …… 1,615,100円	0.2
	特例傷病恩給	昭16. 12. 8 以後、本邦等で職務に関連する傷病に より障害を有する旧軍人等 ○第1項症 …… 4,480,800円 } } 第5款症 …… 763,100円	0.02	・ → (公務死) ・ → (平病死)	傷病者遺族特別年金	平病死した傷病年金又は特例傷病恩給の受給者の 遺族 ○傷病年金等の受給者の遺族(遺族加算 156,000円 を含む額) …… 571,700円	4
		1				90	
						92	

(注1) 受給者数は令和6年度予算、金額は令和6年度額である。

(注2) 恩給法において遺族とは、「配偶者、未成年の子、父母、重度障害(増加恩給が支給される程度の障害)を有する成年の子、祖父母」をいう。

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入しているため計とは一致しない。

(注4) 受給者計には一般文官(計約2千人)を含んでいる。